

魚津市告示第46号

魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。

(2) 障害者 法第4条第1項の障害者をいう。

(3) 障害児 児童福祉法（昭和22年法第164号）第4条第2項に定める障害児をいう。

(4) 障害者等 障害者及び障害児をいう。

(5) 保護者 児童福祉法第6条に定める保護者をいう。

(6) 障害支援区分 法第4条第4項の障害支援区分をいう。

(7) 障害児区分 障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分をいう。

(8) 短期入所 法第5条第8項の短期入所をいう。

(9) 特例介護給付費 法第6条の特例介護給付費をいう。

(10) 非該当障害者 特例介護給付費の支給申請を行ったが、障害支援区分が非該当となった障害者

(11) 非該当障害児 特例介護給付費の支給申請を行ったが、障害児区分が非該当となった障害児

(事業の実施)

第3条 この事業の実施主体は、魚津市とする。

2 市長は、緊急その他やむを得ない理由により障害者又は障害児の保護者が短期入所に係る特例介護給付費の支給申請を行い、当該障害者等が短期

入所を利用したが、当該支給申請による障害支援区分が非該当となった場合又は当該支給申請による障害児区分が非該当となった場合において、当該障害者等及びそれらの属する世帯の負担を軽減するため、事業を実施する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、非該当障害者で本市に居住するもの又は非該当障害児の保護者で本市に居住するものであって次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 障害者等が緊急その他やむを得ない理由(市長が認めるものに限る。)により短期入所を利用したこと。

(2) 市外の他市町村による当該障害者等に関する法第19条に定める介護給付費等の支給決定又は法第51条の5第1項に定める地域相談支援給付決定を受けていないもの。

(3) 第1号の短期入所の利用の日の前々日から利用の前までに当該短期入所に係る特例介護給付費の支給申請を行ったこと。

(4) 前号の支給申請の結果、障害支援区分が非該当となった障害者又は障害児区分の対象とならない障害児の保護者であること。

(事業による助成額等)

第5条 事業による助成額は、短期入所の利用1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者が非該当障害者の場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第7 短期入所に規定する福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)における区分1及び区分2の単位数に同表に規定する緊急短期入所受入加算(Ⅰ)の単位数を加えた値に10を乗じて得た額の100分の90に相当する額

(2) 対象者が非該当障害児の保護者の場合 前号に記載の別表7 短期入所に規定する福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)における区分1の単位数に同表に規定する緊急短期入所受入加算(Ⅰ)の単位数を加えた値に10を乗じて得た額の100分の90に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、事業の対象者が次の各号のいずれかに該当するときの助成額は、前項各号の値に10を乗じて得た額の100分の100に相当する額とする。

(1) 非該当障害者(配偶者がある場合は、配偶者を含む。)が、短期入所を利用した日の属する年度(短期入所を利用した日が4月から6月までの間ときは、短期入所をした日の属する年度の前年度)における

市民税が非課税のとき。

(2) 非該当障害児の保護者で、その属する世帯の全員が、短期入所を利用した日の属する年度（短期入所を利用した日が4月から6月までの間のときは、短期入所をした日の属する年度の前年度）における市民税が非課税のとき。

(3) 非該当障害者又は非該当障害児の保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者のとき。

3 助成額の対象期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、対象期間を延長することができる。

（事業の利用申請等）

第6条 この事業を利用しようとする事業の対象者は、魚津市障害者等緊急短期入所利用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 第4条第1号の短期入所を利用したことを確認できる書類

(2) 対象者が非該当障害者の場合のみ、前号の短期入所を利用した期間において障害支援区分が非該当であったことを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請者のために必要があると認めるときは、当該申請者の書面による同意の下、前項各号の書類の提出に代えて職権により前項各号の書類の内容を調査することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用決定の適否を決定し、魚津市障害者等緊急短期入所利用助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

（事業による助成額の代理受領）

第7条 当該事業の対象者及び当該事業の対象者の短期入所の利用に係る事業者があらかじめ同意しているときは、市長は、当該事業の対象者の一時の費用負担を軽減するため、当該対象者に支給する助成額を当該事業者に支給することができる。

（報告及び検査）

第8条 市長は、事業の実施に関し必要があると認めるときは、第4条第1号の短期入所に係る事業者に対し、必要な報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市の職員をして事業者の関係者に対して質問させる措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、なお必要があると認めるときは、市の職員をして当該短期入所に係る事業所に立ち入るほか必要な検査を行うことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

魚津市障害者等緊急短期入所利用助成申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 利用者との続柄 _____
 電 話 _____

魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業実施要綱による費用の助成を申請します。

記

緊急短期入所を 利用した者	ふりがな 氏 名				
	住 所	魚津市			
	生年月日	年 月 日 (歳)			
緊急短期入所を 利用した者の 障害の状況	障害種別	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者 その他 ()			
	障害者手帳の 有無	・ 有 (手帳 級) ・ 無			
	疾病名				
緊急短期入所利用が 必要であった理由	本人の状況				
	家庭・介護 の状況				
	その他				
緊急短期入所を 利用した期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
緊急短期入所を 利用した事業者名					
家庭の状況	氏 名	生年月日	続柄	職 業	市民税の状況
					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
<p>魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業の助成決定に必要があるときは、私及び配偶者（申請者が障害児の保護者の場合は世帯の全員）の市民税の課税状況や家庭状況などの必要な情報について担当職員が調査することに同意します。</p> <p>申請者氏名 _____ 配偶者等氏名 _____</p> <p>魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業の助成額の受領に関する権限について、事業者に委任します。</p> <p>申請者氏名 _____</p>					

備考 魚津市障害者等緊急短期入所利用助成事業実施要綱第 6 条第 1 項の各号に掲げる書類を添付してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

魚津市障害者等緊急短期入所利用助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市障害者等緊急短期入所利用助成
について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

1 決 定

助成決定利用者氏名

助成の支給額

2 却 下

却下の理由

